

女性のための相談室

月・火・木・土曜日 10:00~17:00
第3・4火曜日のみ 13:00~20:00

お問い合わせ・ご予約

☎06-4860-7114

総合相談【DV相談含む】
専用ダイヤル

☎ 06-4860-7116

面接相談【カウンセリング】(1回50分・要予約)

- ・第1火曜日 午後1時~4時50分
- ・第3火曜日 午後3時~7時50分
- ・第2・4木曜日 午前10時~12時50分

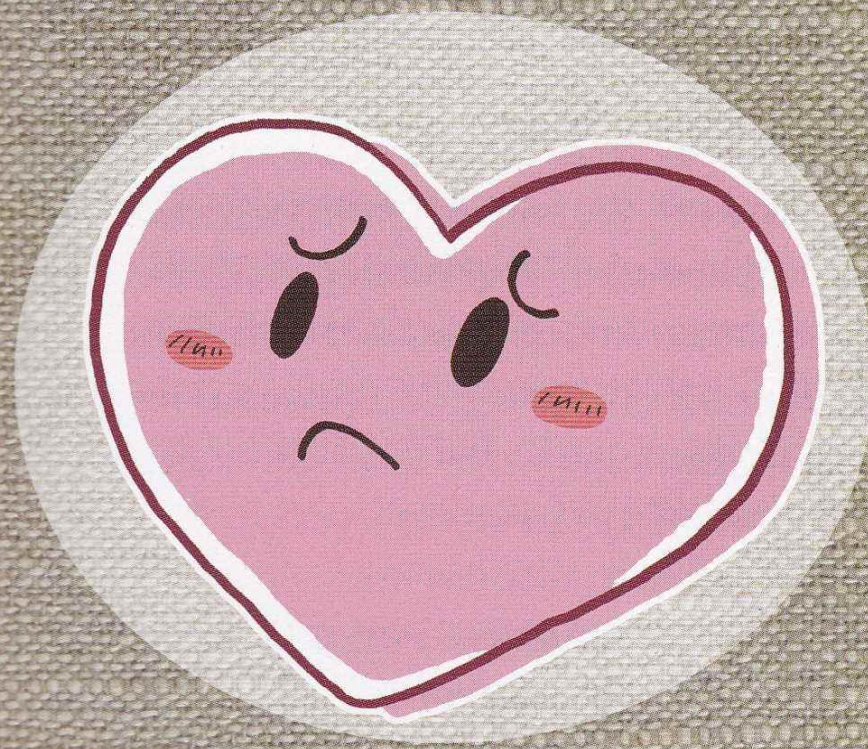
法律相談(1回30分・要予約)

- ・第2火曜日 午後2時~4時40分
- ・第4火曜日 午後5時~7時40分

【編集・発行】 摂津市人権女性政策課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 ☎06-6383-1324 (直通)

ひとりで
悩んでいませんか？



摂津市女性政策推進本部

あなたは…

- 相手の機嫌がいつも気になりませんか？
- 怒らせるのが嫌で自分の行動を制限してしまうことがありますか？
- 相手の言うことが理不尽でも黙って我慢をしてしまうことがありますか？
- 相手が怒ったり不機嫌になるのは自分のせいでもある、自分が悪いと思っていないですか？
- 子どもが相手の気に入らないことをすると、あせってしまいませんか？

相手は…

- あなたが何をやっても否定したりけなしたりして、いつも見下したような態度をとっていませんか？
- 他の人がいる時といない時では、あなたに接する態度に裏表がありませんか？
- 自分にうまくいかないことがあると、あなたに原因があるという態度に出ませんか？
- あなたを傷つけるような言動の後、しばらくは人が変わったようにやさしくなったりいませんか？
- 理由もなく突然怒り出したりいませんか？
- あなたが嫌なときでも、セックスに応じるのは当然だと思っていないですか？



チェックがいたら要注意です。次のページに進んでください。 **DVかもしれない。**

あなたが **こわい** と思ったら、 それは「**暴力**」です。

■配偶者（パートナー）や恋人など、親密な関係における暴力を **DV（ドメスティック・バイオレンス）** といいます。
DV は様々な形で繰り返され、暴力を振るう人と振るわれる人の間に支配・被支配の関係ができあがります。
DV は「ケンカ」とは違います。また、あまりにも親しい間柄で行われるため、「暴力だ」と気づかないこともあります。

身体を傷つける暴力

- ・ 殴る、ける、たたく
- ・ 包丁をつきつける
- ・ 首をしめる
- ・ 髪の毛をつかみ引きずり回す

など

心を傷つける暴力

- ・ ばかにする、見下す、無視する
- ・ 「別れるなら死ぬ」と脅す
- ・ 大切にしているものを捨てる、壊す など

性の自由と権利を奪う暴力

- ・ 無理やり性行為をする
- ・ 見たくないのにポルノを見せる
- ・ 避妊に協力しない など

子どもを利用した暴力

※子どもに暴力を見せることは児童虐待にあたります。

- ・ 子どもに暴力を振るう（と脅す）
- ・ 子どもに暴力を見せる

など

経済的安定や自立を奪う暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 生活費を使い込む
- ・ 働かせない

など

自由を奪う暴力

- ・ 外出をさせない
- ・ 行動を監視する
- ・ 付き合いを制限する
- ・ 携帯電話を勝手に見たり、アドレスを消したりする など



DVにはサイクルがあるとされています



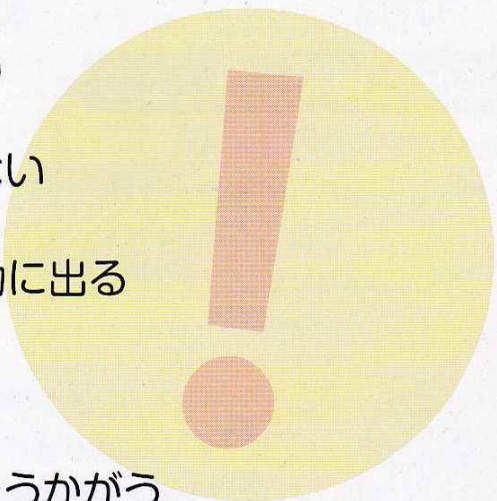
*このサイクルは一般的に多くみられるものですが、全ての人に当てはまるわけではありません。

DVによる子どもへの影響

■子どもはまだ小さいから分からない…と以为ていても子どもの目の前で振るわれる暴力は、子どもの心を深く傷つけています。子どもの目の前で繰り返される暴力は、児童虐待であり、子どもの成長に大きな影響を与えています。

子どもにあらわれる症状や行動

- 表情が乏しい
- 落ち着きがない
- 攻撃的な行動に出る
- おびえている
- 大人の顔色をうかがう
- それまでできていたことができなくなる



上記のような症状や行動があるときは子どもの **SOSサイン** かもしれません。その背景にはこんな影響が考えられます。



心への影響

- ・情緒不安定になる
- ・眠れなくなる
- ・どきどきしたり、重い気持ちになる
- ・感情をあらわせなくなる
- ・自分に自信がもてなくなる
- ・いつも不安な気持ちでびくびくしている など



身体への影響

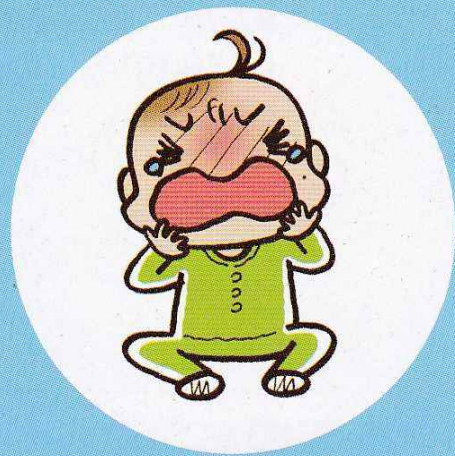
- ・頭痛、腹痛など
- ・嘔吐、おもらし
- ・食欲がなくなる
- ・チック症状*など

※自分の意思とは別に、体の一部が動いたり声を発したりする症状

暴力が受け継がれることも…

暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることもあります。

加害者が被害者を支配するという構図が家庭の中にあり、日常的に暴力を目にすることで、暴力を肯定的に受け入れやすいのです。



こんなことを思っていないですか？

相手にも いいところがある

- ・ふだんはとてもやさしい
- ・子どものことはとても可愛がっている

私にも悪いところがある

- ・怒らせるようなことを言ってしまったから
- ・家事がへただから

そんなにひどくはない

- ・そんなにひどい暴力じゃない
- ・そんなにしょっちゅうあるわけではない

どうしようもない

- ・生活していくためには仕方ない
- ・がまんするしかない

私がいないと...

- ・本当のあの人を理解できるのは私だけ
- ・私しかそばにいてあげる人がいない



もう暴力を振るわないかも / 夫に変わってほしい

- ・もう二度と暴力は振るわないと約束をした
- ・子どもができたら、年をとったら暴力を振るわなくなるかも
- ・誰かが言ってくれれば暴力をふるわなくなるかも

★決してあなたのせいじゃない。そして、どんな理由があっても暴力はいけないのです！

今、苦しんでいる

- 自分が受けているのがDVかどうかわからない
- もうあきらめている
- 誰にも相談できない

などと思っている、
あなた

ひとりで悩まないで、
一度話してみませんか？

男女共同参画センター・ウィズせつ

女性のための相談室へ！

どんなことでも安心して
お話してください。

- ☆相談は**無料**です
- ☆**秘密**は守られます
- ☆相談員は**全て女性**です

緊急のときは

危ないときにはすぐに **警察(110番)**へ

あなたへ

保護命令 (加害者を近づけないようにする命令)

配偶者(事実婚含む)、離婚前に暴力のあった元配偶者、同居中の恋人を、あなたに近づけないようにする命令を「保護命令」といいます。これは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」によるもので、地方裁判所に申し立てをします。内容は次のとおりです。

- ☆被害者への接近禁止命令 (6か月)
- ☆被害者の子または親族等への接近禁止命令 (6か月)
- ☆電話等禁止命令 (6か月)
- ☆退去命令 (2か月)

この命令に違反すると1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

地方裁判所に申し立てをするまでに、配偶者暴力相談支援センター[※]や警察への相談が必要です。

※DVの防止及び被害者の保護を図るため、様々な支援事業を実施する機関。都道府県が設置。



☆暴力に悩んでいる人がいたら、相談室をご紹介ください。